

『日本書紀』皇極天皇三年（六四四）七月条に富士川の辺の人、大任部多が虫祭を常世の神だと言って人に勧めたとの記事がある。巫覡等もこれにあやかっただのか、偽って「祭常世神者。貧人到富。老人還少」と「神語」が託されたと言ひ人々に神饌を出させ、「新富入來」と連呼させた。都鄙の人々は「歌舞求福。棄捨珍財」したが益は無く損ばかりであったという。

特に、「歌舞求福」という記述に注目したい。歌舞は重要な要素であったのではないだろうか。この虫祭は大任部多がいだしたものであろうが、それを都鄙の人々に広めたのは、まぎれもなく巫覡たちである。巫覡たちが民衆の信仰に深く関わっていたことを示す記事である。

民衆が勝手に祭祀を行うことは方によって禁止されていた。また、法によって禁止された祭祀もあった。これらの禁止された祭祀を朝廷は淫祀といった。『類聚三代格』をみると、淫祀に対する禁制がみられる。「禁斷京中街路祭祀事」として、宝龜十一年（七八〇）十二月十四日に出された禁令が次の通りである。

勅。此來無知百姓構合巫覡妄崇淫祀。芻狗之設符書之類。百方作恠。填溢街路。託事求福還涉厭魅。非唯不畏朝憲。誠亦長養妖妄。自今以後。宜嚴禁斷。如有違犯者。五位已上録名奏聞。六位已下所司科決。但有患禱祀者宜於京外祓除。

奈良時代のことではあるが、民衆の祭礼に巫覡が深く関与していたことが窺える。

都が平安京に移っても、民衆の祭礼が活発であったことは前掲の宝龜十一年の禁制に続く記事に大同二年（八〇七）九月二十八日の太政官符「應禁斷兩京巫覡事」がある。

右、被右大臣宣稱。奉勅。巫覡之徒好託禍福。庶民之愚仰妖言。淫祀斯繁。厭咒亦多。積習成俗虧損淳風。宜自今已後一切禁斷。若深崇此術猶不懲革。事覺之日移配遠國。所司知之不糺。隣保置而相容、並准法科罪。

巫覡が民衆を扇動して祭祀を行うことを警戒しているのか、ただ庶民が群集するのを警戒したのかは、解釈が分かれるであろうが、ここでもやはり民衆の祭礼に於いて巫覡が中心的な役割を果たしていたことが窺える。

また、祭礼の禁制ではないが、延暦十六年（七九七）七月十一日の太政官符「禁斷會集之時男女混雜事」は庶民が群集することを禁じたものである。

右、被大納言從三位神王宣稱。奉勅。男女別有。禮典彝倫。品類無老。名教已闕。如聞。黎庶愚闇不識禮儀。所司寬容曾无誨導。公私會集。男女混淆。敗俗風莫過斯甚。宜嚴禁斷勿令更然。知而有遠刑故無宥。榜示路頭普令知見。

続けて、翌年延暦十七年十月四日には太政官符「禁制兩畿内夜祭歌舞事」が出されている。

右、被右大臣宣旨。奉勅。夜祭會飲先已禁斷。所司寛容不加捉搦。遂乃盛供酒饌互事醉亂。男女無別。上下失序。至有鬪爭間起淫奔相迫。違法敗俗莫甚于茲。自今以後。嚴加禁斷。祭必晝日不得及昏。如猶不悛更有違犯。不論客主尊卑同科違勅之罪。但五位以上録名奏聞。其隣保不告亦与同罪。事緣勅語。不得違犯。

延暦十六年、十七年と立て続けに庶民が群集することを風俗、秩序を乱すとして禁止している。延暦十六年の「禁斷會集之時男女混雜事」は倫理的側面からの禁制と捉えることが出来るが、同十七年の「禁制兩畿内夜祭歌舞事」は「盛供酒饌」し「夜祭會飲」するなど、祭祀を禁止したものとみることが出来る。

この庶民が群集して歌舞を行うということは、もっと古くに根があったと思われる。遡って禁制をみるに、天平神護二年正月十四日の太政官符「禁斷兩京畿内踏歌事」を挙げる事が出来る。

右被右大臣今月十四日宣旨。奉勅。今聞。里中踏歌承前禁斷。而從捉搦猶有濫行。嚴加禁斷不得更然。若有強犯者追捕申上。

民衆の祭祀に於いて歌舞が重要な要素であったと思われる。ただ歌舞のみならず、それには音曲もともに要素として存在したのではなかろうか。御霊会は庶民も群集して歌舞音曲をとめない、酒饌を供え御霊を供養するものである。神泉苑の御霊会も、船岡山の御霊会も庶民が大勢参加している。また、庶民が自ずと群集したとは考えづらい、そこにはやはり巫覡たちによる呼びかけがあったものと考えられる。

しかし、庶民に影響を与える巫覡たちを、朝廷は快く思っていなかったようである。『続日本紀』天平勝宝四年八月庚寅条に「捉京師巫覡十七人、配于伊豆・隱岐・土佐等遠国。」とあるのは、『類聚三代格』の禁制と照らし合わせてみれば、巫覡たちの活動こそが弾圧の対象であったことがうかがえる。庶民が祭祀を行い群集することは朝廷にとって、望ましいことではなかったのであろう。それはただ単に民衆が暴動を起こすことを警戒したのではなく、厭魅など宗教的な意味での恐れもあったに違いない。民衆が巫覡たちによって騙され、散財することを防止するためだったとも言えなくはないが、どちらにせよ庶民を群集させ淫祀を営ませる巫覡たちは朝廷から目の敵にされていたことは否定できないであろう。